

鹿沼市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫武男

1 監査の対象及び期日

(1) 出先機関（監査期日：平成30年10月23日・24日）

ア 市民部

板荷コミュニティセンター、北犬飼コミュニティセンター、
菊沢コミュニティセンター、北押原コミュニティセンター

イ こども未来部

こじか保育園、にっこり保育園、板荷児童館

ウ 教育委員会事務局

菊沢東小学校、菊沢西小学校、石川小学校、津田小学校、板荷小学校、北中学校、
板荷中学校

(2) ア 財務部（監査期日：平成30年11月21日）

財政課、公共施設活用課、庁舎整備推進室、税務課、納税課、契約検査課

イ 会計課（監査期日：平成30年11月21日）

2 監査の範囲

平成30年度における事務事業の執行状況及び文書、備品等の保管・整備状況

3 監査の方法

監査にあたっては、対象部門において執行した事務事業に対する資料の提出を求め、資料をあらかじめ検討するとともに、関係諸帳簿との照合・確認を行い、さらに担当課長等から説明を聴取し、適正かつ効率的な事務処理がなされているかどうかの主眼をおいて実施した。

4 監査の結果

事務の執行状況及び予算の執行状況並びに文書、備品等の保管・整備状況について監査し、全般的におおむね適正であると認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

5 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はなかった。